

静岡県医療機関食事療養提供体制確保事業費助成金交付要綱

第1 趣旨

知事は、食材料費の高騰に伴い、医療機関の経営に大きな影響が生じる中で、医療機関の食事療養を提供する体制を確保するため、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「医療機関」とは、別表1に掲げる病院、有床診療所をいう。

第3 対象

助成金の交付対象となる者は、別表2のとおりとする。

第4 交付額

助成金の交付額は、1病床当たり2,000円とし、病床数は医療法第27条の規定に基づく使用許可病床数とする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 助成金申請額内訳書（様式第2号）
 - ウ 振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写し等
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 申請の取下げ

申請者は、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不適当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

第8 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第5に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が助成金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定等を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第9 助成金の返還

- (1) 知事は、交付決定等後に交付要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により交付を受けた者に対して、交付決定等を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、助成金の交付決定等を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第10 助成金の交付

知事は、助成金の交付に当たっては、第7(1)の規定により交付決定等した助成金の額を申請者が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

第11 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第9(1)の規定により助成金の交付決定等の全部又は一部を取り消された場合において、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により助成金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第12 書類の整備等

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

第13 検査及び報告

- (1) 知事は、助成金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第14 受給権の譲渡又は担保の禁止

助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の助成金に適用する。

別表 1（第 2 関係）

区分	定義
病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院をいう。
有床診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所であつて、医療法第 27 条の規定に基づく使用許可病床を 1 床以上有する診療所をいう。

別表 2（第 3 関係）

区分	助成金の交付対象となる者
病院	令和 7 年 7 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で病院を開設又は管理する者
有床診療所	令和 7 年 7 月 1 日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で有床診療所を開設又は管理する者